

# ●月分 報告書（締切厳守:●/●）

※報告書の提出を怠った場合、規定の求職活動を行わない場合は、住居確保給付金の支給を中止することがあります。

(改・参考様式9)

(あて先) 港 区 長

## 求職活動等状況報告書【離職・廃業／再々延長中】

●か月目  
(●回目)

生活困窮者住居確保給付金の受給中にあたり、以下のとおり報告します。

### 【この1か月間にあなたが行った活動を記入して下さい。(必須回答)】

#### 支給の要件：週に1回以上の企業等への応募または企業等との面接

①常用就職※を目的として、企業に応募した(パート・アルバイト等可) (      回)

※常用就職…期限の定めのない、または6か月以上の雇用契約による就職

(あわせて提出が必要な書類／本紙2枚目) 参考様式7 常用就職活動状況報告書

#### 支給の要件：月に2回以上のハローワークにおける職業相談等

②ハローワークでの職業相談等を行った (      回)

(あわせて提出が必要な書類／本紙3枚目) 参考様式6 職業相談確認票

③生計維持のため、パート・アルバイト・副業等を行った。

ひと月の収入※                      円

※収入基準額を超えても、常用就職でない場合は直ちに給付は中止されません。

④港区生活・就労支援センターから、就労準備や家計改善等に関する支援を受けた。

      月    日                      月    日

⑤その他の求職活動等

(                      具体的な内容                      )

必要書類の提出もれがないようにしてください。

求職活動を怠った場合、住居確保給付金の中止要件となりますのでご注意ください。

上記報告に虚偽がないことを申告します。

提出日：                      年                      月                      日

氏    名：                      \_\_\_\_\_

住    所：                      \_\_\_\_\_

電    話：                      \_\_\_\_\_

(※裏面に続く)

※必要とされる求職活動要件

報告書の提出	企業等への応募	ハローワークでの職業相談
月に1回	週に1回以上	月に2回以上

【生活の状態について（任意）】


住居確保給付金を申請した時点と比較して、その後変わった点についてお伺いします。  
一番近い状況に✓を入れて下さい。（主なもの3つまで。）

- 世帯収入が増えた 世帯収入が減った 失業（廃業）した 家族が失業した
- 転職をしたい 電気・ガス・水道・携帯電話料金を滞納している
- 食べ物に困ることがある 子どもに必要なもの(学校で使う物や給食費等)を買えない
- （家族も含めて）入院加療が必要な病気にかかった
- お金を借りた／借りたお金を返せない 家賃の安い住宅に引越しをしたい
- 特に変わらない

【生活上のお困りごとについて（任意）】

現在、生活上において困っていること、不安なことがありましたら記入して下さい。

・上記に記入した内容について、以下に✓を入れてください。「相談員による面談等を希望する」に✓を入れた場合は、港区生活・就労支援センターからご連絡いたします。

- 相談員との面談等を希望する。  
  電話での相談を希望する       面談での相談を希望する
- すでに相談をしている。
- 相談員との面談等を希望しない。